

前回会合で委員から指摘のあった事項 への回答について

平成26年1月29日

経 済 産 業 省
環 境 省

指摘事項

①郵便局券に住所の記載欄はあるのではないか。また、電話番号の市外局番から市町村を特定することはできるのではないか。

②廃プラスチックの資源価格の相場も出してほしい。また、メーカーがリサイクルプラントの売却益を把握しているのであれば、その数字も出してほしい。

③小売業者の引取義務がきちんとなされているかチェックするため、この場に提出する必要はないが、店舗毎の販売台数に対する引取台数の割合を調査してもらいたい。

回答

郵便局券(別紙1)には、排出者の住所や電話番号の記入欄があるが、住所や電話番号は個人情報であり、データとしては入力されていないため、集計に膨大な手間がかかること、

電話番号については、一部市町村を除き、市外局番から市町村全てを特定するのは困難であること、電話番号として携帯電話を記載するケースもあり、正確なデータにならないこと、郵便局券≠義務外品であること、義務外品は全国的に発生しており、重要なのは市町村の特定そのものではなく、全国の市町村において義務外品の回収体制を構築することである、といった理由により、調査への協力は得られなかった。

郵便局券の割合の結果については、今後、義務外品の回収体制に係る調査結果を検証する際の参考資料として活用させていただく。

リサイクルプラントにおいてどこまで分別しているかによって品位が異なるため、廃プラスチックの相場の確立した指標はない。他方、バージン材については、代表的なものとして、ポリスチレン、ポリプロピレンなどの価格情報(以下の表参照)はあるが、廃プラスチックの実際の取引価格との価格連動性については明らかではない。

また、メーカーは別法人であるリサイクルプラント(RP)の資源売却益を全て把握することは困難。なお、メーカーが把握している個別のプラントの資源売却益のみ公表することは、他のプラントへの影響を考慮すれば困難である。

しかしながら、メーカーが廃プラスチックも含めた資源売却益を踏まえてリサイクル料金を見直すことは今後とも必要であると考えている。

主な合成樹脂の国内製品価格動向(円/kg)				
	ポリスチレン	ポリプロピレン	高密度ポリエチレン	ABS樹脂
2010年12月	178-198	173-193	173-183	240-260
2011年12月	200-220	208-228	208-218	270-290
2012年12月	196-216	223-233	223-233	270-310

重化学工業通信社「化学品ハンドブック2013」より

今後、大手家電流通懇談会に参加する小売業者等にご協力いただき、調査を実施する予定。

指摘事項

④フロン回収のコストパフォーマンスがどれぐらいなのかを確認してほしい。

⑤違法な不用品回収業者の取締りの成果が上がってきている自治体もある。そのような事例を全国的に調べて報告してほしい。

回答

リサイクルプラントにおけるフロンの回収・処理費用については、その一部をメーカーが把握している。

一方、大手メーカー6社のフロン回収量（エアコン・冷蔵庫・洗濯機の冷媒フロンと冷蔵庫の断熱材フロンの回収量の合計）とリサイクルプラントにおけるフロン回収・処理に要する費用に基づき、フロン1kgあたりの回収・処理費用を算出したところ、以下のとおりとなった。

大手メーカー6社のフロン回収量及び回収・処理費用について

冷媒フロン回収量(kg)	H20	H21	H22	H23
エアコン	739,623	838,047	1,206,698	938,452
冷蔵庫・冷凍庫	227,434	245,726	276,007	218,636
洗濯機・衣類乾燥機	-	177	343	818
断熱材フロン回収量(kg)				
冷蔵庫・冷凍庫	415,013	403,190	428,048	317,714
フロン回収量 合計	1,382,070	1,487,140	1,911,096	1,475,620
フロン回収・処理にかかる費用(千円)	2,363,331	2,589,442	3,178,411	2,464,164
1kgあたり回収費用(円)	1,710	1,741	1,663	1,670

※フロン回収量は各メーカーによるフロン回収量の実績値から算出。

※フロン回収・処理にかかる費用については、各メーカーに対する再商品化等費用の内訳に関する報告徴収の結果より算出。

現在調査中であるため、次回の合同会合でその結果を報告する。

指摘事項

⑥不適正処理への対応に関して、不用品業者に出す時にこうむった被害については、消費者センター等に過去の例が蓄積しているはずなので調べてほしい。

⑦家電リサイクル法ルート以外の処理データの提供をお願いしたい。

⑧義務外品の回収体制についてもいつまでに調査結果を出すのかはっきり示してほしい。

⑨回収促進の取組について、国、自治体、メーカー、小売の各主体がどのようなことをやっているか棚卸しがひつようではないか。

回答

独立行政法人国民生活センターに確認したところ、全国の消費者生活センター等に寄せられる「廃品回収サービス」に関する相談については、下記のとおり。

○相談件数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
相談件数	338	353	430	604	774	1,245	1,884	1,863	1,469	971

※H25は、H26年1月15日現在集計分。

※「廃品回収サービス」は、民間の事業者が行う不用品等の回収サービスをいう。

○相談事例

- ①「不要な家電等を無料で回収」というトラック業者にテレビの回収を依頼したが、威圧的に「2,000円かかる」と言われ、断れず支払って回収してもらった。領収書はなし。
- ②「不用品を回収します」と訪問され、パソコンや自転車などを渡して処分代金1,500円を支払った。後日、回収品が道路脇に捨てられていた。
- ③チラシに「見積り無料」とあったので電話してきてもらった。パソコンやベッド、食器などを見て10万円位かかると言われたが、処理をお願いした。それら処分品を業者の車に積み込んでから、「思ったよりも多かったので全部で23万円」と言われ、納得出来なかったが全額支払った。

その他、無料回収のトラック業者、チラシ業者、連絡してきた業者等が、信用できるのか、あるいは違法ではないのかとの問合せは多数ある。

現在調査中であるため、次回の合同会合でその結果を報告する。

現在調査中であるため、次回の合同会合でその結果を報告する。

別紙2のとおり。

郵便局券(見本)

郵便局から家電製品協会にコピーが送付される

排出者が保管

現品に貼付

払込取扱票

40	東京DT	口座記号番号		金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	0	1	8	0	8	8	0	0	1	3		
加入者名	一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター			料金	備考							
40	612011560411		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

通信欄

右上の欄に製造業者等名コードと品目コードを必ずご記入ください。記入を間違えた場合は新しい用紙に記入し直してください。

製造業者等名コード

品目コード

ご依頼人

住所

電話番号

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	1	8	0	8		
加入者名	一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
8	8	0	0	1	3			
ご依頼人	おなまえ							
料金額	円							
備考								

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込受付証明書

(ご依頼人→郵便局・ゆうちょ銀行→ご依頼人)

口座記号番号	00180-8-	880013
加入者名	一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター	
払込金額(再商品化等料金)	円	
ご依頼人住所氏名	様	
郵便番号	0012011560411	
日附印	日 附 印	

(承認番号東証第941号)

各票の捺印欄は、ご依頼人において記載してください。

切り取らないでください。

払込証明書は切り取って、現品欄に貼ってください。

所定の事項をご記入後、ミシン目に沿って余白部分を切り取って手続きをして下さい。

左側の払込取扱票の住所、電話番号は個人情報であり、家電製品協会ではデータ入力されず、集計は困難

右端の払込証明書は現品に貼付するため、集計不可能

消費者の視点からの家電リサイクル制度に関する現在までの各主体の取組

製造業者等

- 再商品化率の向上、高度なりサイクルの実施、リサイクル料金の透明化
- リサイクル料金の低減化
- 不法投棄未然防止事業協力・離島対策事業協力による自治体への助成

等

自治体

- 区域内の義務外品の体制の構築
- 違法な廃棄物回収業者や違法な廃棄物処分業者の取締り
- 不法投棄の未然防止の実施

等

小売業者

- 廃家電の適正な引取り・引渡し
- 義務外品の回収体制への協力

等

◎関係者の連携による廃家電の回収体制の構築

◎国・自治体・小売業者・製造業者による広報

等

国

- 家電リサイクル法に基づく指導・取締り
- 各省の連携による不法輸出等の取締り
- 自治体による違法な廃棄物回収業者・違法な廃棄物処分業者への指導状況の把握、先進的な取組などを紹介

等

消費者による適正排出の促進

- ①消費者にとっての排出しやすさ
- ③消費者への普及啓発の重要性

- ②消費者の理解を得るための納得感のある制度の必要性